

日常生活用具給付品目（障害別）

【音声・言語機能障害】

品目	対象年齢	障がい内容・程度	耐用年数	基準額
人工鼻	-	疾病により喉頭を摘出した方	-	23,760
携帯用会話補助装置	学齢児以上	音声・言語機能障害（6級以上）	5年	98,800
聴覚障害者用通信装置	学齢児以上	音声・言語機能障害（6級以上）	5年	71,000
人工喉頭	-	疾病により喉頭を摘出し、発声が困難な方	電動式5年	72,300